

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）のご案内

高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を 雇用する事業主をサポートします！！

高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワークや民間の職業紹介事業者などの職業紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。

まずは求人提出が必要です。詳細は労働局またはハローワークへお問い合わせください

助成額 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

採用する労働者	合計助成額	支払い方法
① 母子家庭の母等 高年齢者（60歳以上） ウクライナ避難民 補完的保護対象者※ など	60万円（50万円） 短時間：40万円（30万円）	30万円（25万円）× 2 期 短時間：20万円（15万円）× 2 期
② 身体・知的障害者	120万円（50万円） 短時間：80万円（30万円）	30万円×4期（25万円× 2 期） 短時間：20万円× 4 期（15万円× 2 期）
③ 重度障害者、45歳以上の障害者、 精神障害者	240万円（100万円） 短時間：80万円（30万円）	40万円× 6 期（33万円※× 3 期） 短時間：20万円× 4 期（15万円× 2 期） ※第3期は34万円

※出入国管理及び難民認定法第61条の2第2項に規定する補完的保護対象者の認定を受けている者

()内は大企業に対する支給額

- ・半年ごとに助成金を支給します。「2期」の支払い方法の場合、採用から半年後(1期)、1年後(2期)に2回支給するイメージです。
- ・「短時間」労働者は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者のことをいいます。
- ・所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合には、支給額が減額されることがあります。
- ・採用日時点の満年齢が「65歳未満」の方のみ対象となります（ただし①の「高年齢者（60歳以上）」は65歳以上の方も助成対象となります）。
- ・①の区分には、これ以外にも「父子家庭の父」「中国残留邦人等永住帰国者」「北朝鮮帰国被害者等」「認定駐留軍関係離職者（45歳以上）」「沖縄失業者求職手帳所持者（45歳以上）」「漁業離職者求職手帳所持者（45歳以上）」「アイヌの人々」などが対象となります。

助成対象となる雇用形態

正規雇用、無期雇用、有期雇用（自動更新※）として採用する方が対象です

※「対象労働者が望む限り更新できる契約」の場合のみ助成対象となります。勤務成績等により更新の有無を判断する場合等は助成対象となりません。

※雇入れ時点で継続雇用（上記の雇用形態であり、対象労働者を65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であること）が確実であると認められる場合に助成対象となります。

【ご案内】

本コースの対象となる労働者を雇い入れ、**訓練+賃上げ**を実施した場合に、
本コースの**1.5 倍の助成額**を支給する「**成長分野等人材確保・育成コース**」があります。
対象者に人材育成などをお考えの事業主の皆様は、こちらのパンフレットもご覧ください！
<https://www.mhlw.go.jp/content/001018961.pdf>



支給申請の流れ

1 ハローワーク等からの紹介

2 対象者の雇入れ

ハローワーク、地方運輸局、適正な運用を期することのできる特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者または無料船員職業紹介事業者の紹介で雇い入れた場合のみ、助成金の対象となります。

支給対象期ごとに、労働局またはハローワークに申請を行います。

【提出書類】※このほかにも労働局から書類の提出を求める場合があります

- ☐ 支給申請書（様式第3号）
- ☐ 賃金台帳等
- ☐ 出勤簿等
- ☐ 対象者であることを証明するための書類
- ☐ 雇用契約書又は雇入れ通知書
- ☐ 対象労働者雇用状況等申立書（様式第5号）
- ☐ 支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）

提出した支給申請書の記載事項などを支給要件に照らして審査します。適正と認められる場合、助成金が支給されます。審査には一定の期間を要します。審査結果は申請した事業主に通知書を送付して告知します。

支給決定から事業主指定の金融機関口座に振り込まれるまでに、一定の期間を要します。

支給申請の手続き

3 助成金の第1期支給申請

4 支給申請書の内容の調査・確認

5 支給・不支給決定

6 助成金の支給

第2～6期支給申請も同様の手続きが必要です

支給申請の手続き

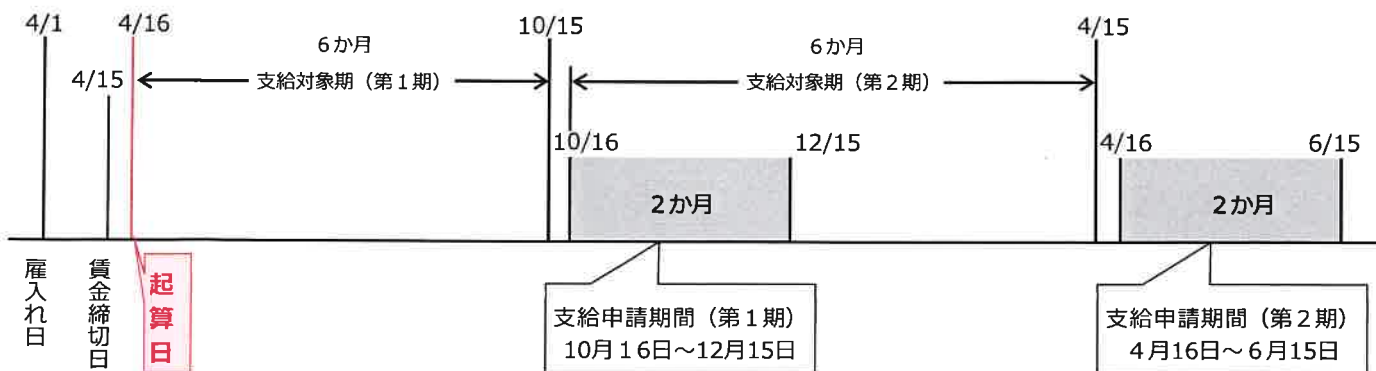
- 助成金は、支給対象期[※]ごとに、2～6回に分けて支給します。
- 支給申請は、支給対象期ごとに事業所の所在地を管轄する労働局またはハローワークに行います。
- 支給申請期間は、各支給対象期の末日の翌日から「2か月以内」です。

※支給対象期は、起算日から6か月間ごとに区切った期間です。

起算日は、次のようになります。

- ・賃金締切日が定められていない場合は、雇入れ日
- ・賃金締切日が定められている場合は、雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日
(ただし、賃金締切日に雇い入れられた場合は、雇入れ日の翌日、賃金締切日の翌日に雇い入れられた場合は雇入れ日)

例：4月1日に中小企業事業主が高年齢者を雇い入れた場合



- ・対象労働者が支給対象期の途中で離職した場合は、当該支給対象期については原則助成金の支給を受けることはできません。
- ・所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合や週当たりの賃金額が「最低賃金×30時間」を下回る場合には、支給額が減額されることがあります。

そのほかの主な支給要件

事業主に関する要件

- ☐ 雇用保険の適用事業主であること
- ☐ 対象労働者の賃金を支払っていること
- ☐ 労働保険料を滞納していないこと
- ☐ 採用日前後6か月間に事業主都合による解雇※をしていないこと ※勧奨退職を含みます
- ☐ 採用日前後6か月間に、倒産や解雇など特定受給資格者となる理由で離職した被保険者の数が、対象労働者の採用日における被保険者の6%を超えている場合（特定受給資格者となる離職者が3人以下の場合を除く）
- ☐ 対象労働者の雇入れ日より前に本コース等の支給決定がなされた者を、支給申請日の前日から過去3年間に、その助成対象期間中に事業主の都合により解雇・雇止め等をしていないこと

対象労働者に関する要件

- ☐ ハローワークなどの職業紹介以前に採用に向けた選考を開始した者でないこと
- ☐ 職業紹介時点で、在職者でないこと
※重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者を一週間の所定労働時間が30時間以上で雇い入れる場合は在職者であっても助成対象となります。
- ☐ 採用した事業所と関係のあった者でないこと
※過去3年間に事業所で就労させたことがある場合
※事業主と3親等以内の親族である場合 など
- ☐ 助成対象期間の途中などにおいて、離職した労働者でないこと
※労働者の責めに帰すべき理由による解雇などは除きます。
- ☐ 性風俗関連営業などを行っており、接待業務などに従事する労働者でないこと

就労継続支援A型事業所が対象労働者をA型事業所のサービス利用者として雇い入れる場合の支給要件

- ① 対象労働者の雇入れ日より前に本コースの支給決定の対象となった者（A型事業所のサービス利用者）のうち、雇入れ日から起算して1年を経過する日（「確認日A」）が基準期間※¹内にある者が**5人以上**いる場合であって、それらの者が、確認日Aの時点で離職※²している割合が**25%を超えている場合は、助成対象となりません。**

※¹ 対象労働者の雇入れ日の前後6か月間

※² 「離職」には、雇用保険被保険者資格の喪失原因が「1」である者（対象労働者の死亡など）は含みません。原則、理由を問わず、すべての離職を含みます。ただし、以下に該当する者は除きます（以下②において同じ。）。

- 雇用保険被保険者資格の喪失原因が「2」（対象労働者の死亡、事業主都合による離職等以外の者）である者のうち、天災その他やむを得ない理由によって事業の継続が不可能となったことによる解雇などの離職理由により離職した者
- 同一事業所に継続して2年以上（助成対象期間が3年の者にあつては3年以上）雇用され、かつ、65歳以上の年齢で離職した者
- 就労継続支援A型事業所のサービス利用者として雇用されていた者であつて、離職理由がA型事業所の支援を受けたことによる一般就労への移行（就労継続支援A型事業所のサービス利用者として雇用される場合を除く。）である者

- ② 対象労働者の雇入れ日より前に本コースの支給決定の対象となった者（A型事業所のサービス利用者）のうち、助成対象期間※³の末日の翌日から起算して1年を経過する日（「確認日B」）が基準期間※¹内にある者が**5人以上**いる場合であつて、それらの者が、確認日B※⁴の時点で離職※²している割合が**25%を超えている場合は、助成対象となりません。**

※³ 助成対象期間の途中で離職した場合も、雇入れ時に定められた助成対象期間とします。

※⁴ 助成対象期間が3年の者の場合は、確認日Bを「助成対象期間の末日の翌日」とします。

ご注意ください

- 上記以外にも、支給要件があります。詳細は<https://www.mhlw.go.jp/content/000552488.pdf>をご覧ください。
- 他の助成金の支給を受けている場合は、支給対象とならない場合があります。
- 国、地方公共団体、行政執行法人など（これらの機関からの委託事業を実施している事業主で、対象労働者が当該委託事業に従事する場合を含む）の機関は支給対象とならない場合があります。
- この助成金を受給した事業主は、国の会計検査の対象になることがあり、検査の対象となった場合は、ご協力ください。また、関係書類は、支給決定がされた時から5年間整理保存してください。
- 偽りその他不正な行為によって助成金の支給を受け、または受けようとした場合は、不支給決定または支給決定の取り消しを行います。この場合、すでに支給された助成金は全額を返還するとともに、不支給決定または支給決定の取り消しを受けた日以後5年間は各種助成金の支給を受けることができません。さらに、特に悪質なものについては、原則公表となるほか、詐欺罪などにより刑罰に処される場合があります。

Q

正規雇用労働者等として雇い入れる予定ですが、試用期間を設けている場合も助成対象となりますか。

A

正規雇用労働者等として雇い入れる場合において試用期間を設けることは、我が国の雇用慣行上、一般的であることから、**試用期間を設けていることをもって、直ちに助成対象外となるものではありません。**

ただし、第1期支給対象期間に係る支給申請時において試用期間が継続している場合や、試用期間と本採用後において雇用契約が別である場合などは、助成対象外となります。

Q

本助成金の対象者であることを把握せず雇い入れ、その後、助成金の対象者であることがわかりました。このような場合も助成対象となりますか。

A

お尋ねのような場合は、助成対象となりません。

特定求職者雇用開発助成金は、事業主による就職困難者の雇入れを決定するためのインセンティブとしての効果を期待した制度であることを踏まえると、ハローワーク等が本助成金の対象労働者として事業主に職業紹介し、事業主も本助成金の対象労働者を雇用することを承知していることが必要です。

Q

求職者を直接募集（または求人サイトを利用）し、就職困難者を雇い入れる予定ですが、助成対象となりますか。

A

助成対象となりません。

特定求職者雇用開発助成金は、事業主による就職困難者の雇入れを決定するためのインセンティブとしての効果を期待した制度であり、ハローワーク、特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者等の職業紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行うものです。

なお、ハローワークのオンライン自主応募の場合も助成対象となりません。

また、求職者を直接募集（又は求人サイトを利用）し、求職者から応募があった後に形式的な職業紹介により対象労働者を受け入れた場合も同様に助成対象となりません。

Q

支給申請期限を過ぎてしまった場合、いかなる理由でも支給申請することはできませんか。

A

支給申請期限は**各支給対象期の末日の翌日から「2か月以内」**です（2枚目の図をご覧ください）。時間に余裕をもって書類提出の準備をしていただくようお願いいたします。

そのほかの「よくあるご質問」について、下記サイトにまとめています



[リンクはこちら](#)

提出書類など

- 申請書類の様式



[リンクはこちら](#)

- 支給申請書の記入例



[リンクはこちら](#)

- 電子申請のご案内



[リンクはこちら](#)

- お問合せ先



[リンクはこちら](#)

- 助成金の対象となる職業紹介事業者等



[リンクはこちら](#)

④

殿

東京 労働局

「特定求職者雇用開発助成金」についてのお知らせ

職業安定行政の運営につきまして、日ごろよりご協力とご理解を賜り感謝申し上げます。

いま国では、高年齢者・身体障害者・知的障害者・母子家庭の母等、就職困難な方々の雇用機会の増大を図るため、これらの方々にハローワーク（公共職業安定所）又は一定の無料・有料職業紹介事業者等の職業紹介により常用労働者として雇い入れ、一定の条件に該当する雇用保険の適用事業の事業主の皆様に対して、採用後一定期間に支払われた賃金に相当する額として算定される額の一部を支給する「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）」制度を設けております。つきましては、この度の採用により下記の申請期間内に本助成金の手続が可能と思われますので、下記のとおりご案内いたします。

記

1 対象労働者

対象者名

助成金支給番号 0002-000000-4

採用年月日 令和 5 年 10 月 4 日

対象労働者種別 精神障害者

様 年齢 41 歳

賃金締切日 毎月末日

2 支給（賃金助成）対象期間、及び、申請期間

第 1 期	支給対象期間	令和 5 年 11 月 1 日	～	令和 6 年 4 月 30 日
	申請期間	令和 6 年 5 月 1 日	～	令和 6 年 6 月 30 日
第 2 期	支給対象期間	令和 6 年 5 月 1 日	～	令和 6 年 10 月 31 日
	申請期間	令和 6 年 11 月 1 日	～	令和 6 年 12 月 31 日
第 3 期	支給対象期間	令和 6 年 11 月 1 日	～	令和 7 年 4 月 30 日
	申請期間	令和 7 年 5 月 1 日	～	令和 7 年 6 月 30 日
第 4 期	支給対象期間	令和 7 年 5 月 1 日	～	令和 7 年 10 月 31 日
	申請期間	令和 7 年 11 月 1 日	～	令和 7 年 12 月 31 日
第 5 期	支給対象期間	令和 7 年 11 月 1 日	～	令和 8 年 4 月 30 日
	申請期間	令和 8 年 5 月 1 日	～	令和 8 年 6 月 30 日
第 6 期	支給対象期間	令和 8 年 5 月 1 日	～	令和 8 年 10 月 31 日
	申請期間	令和 8 年 11 月 1 日	～	令和 8 年 12 月 31 日

※ 賃金締切日によって申請期間が変わってきますので間違いのないようご確認願います。

※ 大企業については第 4 期以降は適用されません。

※ 大企業に第 3 期が適用されるのは、重度身体・知的障害者、45 歳以上の身体・知的障害者、精神障害者をフルタイムで雇い入れた場合のみです。

3 申請に必要な書類

※別紙「特定求職者雇用開発助成金支給申請の際に提出していただく書類」のとおりです。
必要書類が揃っているかご確認下さい。

※申請書の記載方法、支給要件については、別紙「特定求職者雇用開発助成金の申請にあたって」のリーフレットによりご確認下さい。

※求人情報を基にご案内しています。雇入条件が異なる場合は、申請時に申し出て下さい。

※採用年月日、賃金締切日に相違がある場合は、申請期間が変更になる場合がありますので至急、東京労働局（ハローワーク助成金事務センター）までご連絡下さい。

※申請期限を過ぎますと受付できません。特に、郵送での提出は、管轄公共職業安定所（ハローワーク）に必着でないと、受付できません。

⑤

4 支給申請書の提出先

東京 労働局

管轄安定所助成金担当窓口

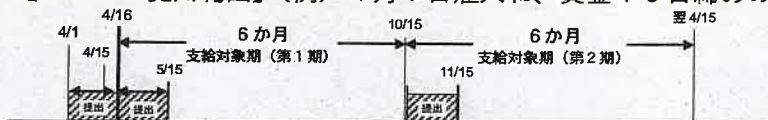
■□■ 管轄安定所（ハローワーク）へご申請ください。 ■□■

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）支給申請の際に提出していただく書類

必要な書類が揃っているか、各項目をチェック願います。

- ☒ 1 特定求職者雇用開発助成金第1期支給申請書 ※同封
必要項目をすべて記入してください。
- ☒ 2 支払方法・受取人住所届 ※同封（過去に提出されている場合は、変更がある場合のみ提出してください。）
※通帳の写し等、支払い口座番号が確認できる書類を添付してください。
- ☒ 3 特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇用状況等申立書 ※同封
- ☒ 4 支給要件確認申立書及び役員等一覧（別紙） ※同封
- ☒ 5 雇用契約書または雇入れ通知書の写し
1週間の所定労働時間及び雇用契約期間、賃金等の労働条件が確認できるもの。
第1期については雇入れ日から支給対象期の末日までのもの。第2期以降は当支給対象期のもの。
※契約書に所定労働時間が明記されていない場合、所定労働時間を確認できる書類（雇入れ通知書、就業規則、シフト表等）をあわせてご提出ください。
※契約書の記載内容に変更がない場合は雇入れ当時の雇用契約書を申請の都度ご提出ください。
- ☒ 6 賃金台帳の写し※
第1期は雇入れ日の属する月及び支給対象期の当初1か月分。第2期以降は支給対象期の当初1か月分。
（手当ごとに区分して記載されているもの。源泉徴収簿は不可。）
雇入れ月が日割り計算の場合は、その計算方法を余白等に表示してください。

- ☒ 7 出勤簿またはタイムカードの写し※
第1期は雇入れ日の属する月及び支給対象期の当初1か月分。第2期以降は支給対象期の当初1か月分。
※【6・7の提出範囲】（例）4月1日雇入れ、賃金15日締めの場合



※第1期は4月1日から5月15日まで、第2期は10月16日から11月15日までの分が必要です。

- ☒ 8 対象労働者であることを証明する書類

- ①「60歳以上」の方の場合…住民票（写）、運転免許証（写）、パスポート（写）等 官公署発行の氏名、生年月日が確認できるもの
※マイナンバー通知カード、年金手帳、国民健康保険以外の健康保険証は不可。
- ②「身体障害者」の方の場合…障害者手帳（写） 対象労働者の氏名、生年月日、障害の程度が確認できるもの
- ③「知的障害者」の方の場合…療育手帳（写）等 対象労働者の氏名、生年月日、障害の程度が確認できるもの（「重度知的障害者判定結果について」等）
- ④「精神障害者」の方の場合…精神障害者保健福祉手帳（写）または主治医の意見書 対象労働者の氏名が確認できるもの
- ⑤「母子家庭の母等」の方の場合…児童扶養手当証書（写）等 対象労働者の氏名及び雇入れの時点において母子家庭の母等であることが同手当支給開始年月日等から確認できるもの
- ⑥「父子家庭の父」の方の場合…児童扶養手当証書（写）等 対象労働者の氏名及び雇入れの時点において父子家庭の父であることが同手当支給開始年月日等から確認できるもの
- ⑦「その他の対象者」の方の場合…ハローワークにお問い合わせください

- ☒ 9 事業内容・規模の確認出来る書類（登記情報連携システムで確認出来ない場合等）
※謄本にて資本金等が確認できない場合、所得税申告書の第一表・第二表・損益計算書。
※医療法人社団の場合、貸借対照表の写し及び定款を添付してください。

その他

・支給申請時に離職している場合は

- ☐ 10 離職証明書事業主控（離職証明書を発行していない場合、退職届等）
※支給申請後、支給決定までの間に離職された場合、追加で提出をお願いいたします。

・有料・無料職業紹介事業者の紹介により対象労働者を雇い入れた場合は

- ☐ 11 有料・無料職業紹介事業者の発行した職業紹介証明書の原本

※【注意】その他、必要に応じて支給対象期中のすべての月の賃金台帳及び出勤簿またはタイムカード、労働者名簿、就業規則、賃金規定、総勘定元帳等を提出していただく場合があります。

特定求職者雇用開発助成金 第1期支給申請書

受付日 令和 6 年 5 月 15 日

※太枠内のみ記入してください

1.申請コース 1:特定就職困難者コース 2:生涯現役コース 3:被災者雇用開発コース 4:発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース 5:就労氷河期世代安定雇用実現コース 6:生活保護受給者等雇用開発コース 7:成長分野等人材確保・育成コース		(バーコードシール貼付欄)	
2.助成金支給番号 0002 -		3.支給申請期 (第1～6期) 第 1 期	
4.事業所数 (雇用保険適用事業所致) 事業所 1		5.資本の額又は出資の総額 万円	
6.常時雇用する労働者の数 7人		7.主たる事業 1:小売業・飲食店 3:サービス業 2:卸売業 4:その他	
8.事業所番号 1310 -		9.労働保険番号 1331 - 00	
10.定年制 1:有 (1の場合) 2:無 定年 60歳		11.定年後の継続雇用制度 1:有 (1の場合) 2:無 65歳まで	
12.賃金締切日 1:有 (毎月末日) 2:有 (1以外) 3:無 毎月 日		13.賃金支払日 1:当月 2:翌月 2 15日	
14.産業分類 (中分類) ※日本標準産業分類の番号 (二桁) 又は事業内容を記載 (番号) 72 (事業内容)			
15.対象労働者について受給・申請 (予定含む) している他の助成金の有無 2:有 (有の場合) → 助成金名称:			
16.事務担当者 (職名) (氏名) カサ (電話番号) 03- -			
17.氏名 精神障害者		18.性別 1:男 2:女	
19.生年月日 令和 5 年 10 月 4 日		20.雇入年月日 令和 5 年 10 月 4 日	
21.被保険者番号 50 -		22.対象労働者種別 ※画面5の(1)より該当する種別を記載 精神障害者 2	
23.支給対象となる期間の労働についての賃金の未払いの有無 ※時間外手当、深夜手当、休日出勤手当等を含む 2:有 2:無			
24.対象労働者が離職している場合の離職日及び離職理由 年 月 日 (離職理由)			
25. (成長分野等人材確保・育成コースで申請する場合のみ) 支給に関する同意 ※同意する場合は√ ☒ 本コース特有の支給要件のみ満たさない場合、対象労働者種別が同一の他の特定求職者雇用開発助成金のコースとして申請したものとして助成金が支給されることについて同意します。			
上記及び別紙「特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇用状況等申立書」の記載内容に誤りのないことを証明。 また、裏面の注意事項及び「特定求職者雇用開発助成金の申請にあたって」の記載事項を確認の上、申請します。 なお、虚偽の申立があると労働局 (安定所) が判断し、事業主場合には、支給を受けた金額をすみやかに返還し、労働局 (安定所) が行う場合には協力します。 令和 6 年 5 月 15 日 東京 労働局長 殿 (王子 公共職業安定所長) ※申請者が代理人、社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同規則第16条の3に規定する事務代理者の場合、右上述に助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名を記入し、右下側に代理人、提出代行者又は事務代理者の住所、名称及び氏名を記入してください。		〒115-0045 東京都北区赤羽1-40-2-KO1 (TEL) 03-6454-4311 いしかわ社会保険労務士事務所 社会保険労務士 石和 信人	
26.区分変更 1:有		27.支給対象期間の支払賃金額 円	
28.最低賃金減額特例 1:特例 3:判定変更		29.短時間労働者 1:短時間	
30.支給・不支給判定用 (98,99以外)		31.被保険者となった年月日 年 月 日	
32.企業規模 1:中小企業 2:大企業		33.備考	

(表面)

※ 本助成金の支給申請に当たっては、下記注意事項のほか、「特定求職者雇用開発助成金の申請にあたって」の記載事項についても十分ご確認

【様式第5号 (R5.4)】

※同一の対象労働者に係る2回目以降の申請の場合、★がついた項目(1の④、2、6、8)のみ回答ください。

対象労働者に係る状況

8

(表面)